



【台湾での新型コロナウイルス感染・対応状況】

台湾では、感染者数が一時は9万人ほどにまで増加しましたが、6月をピークに徐々に減少をはじめ、8月1日時点での一日の感染者数は2万人前後となっています。現時点で台湾政府は現状の対策を継続するとの見解を取っています。

【台北駐日経済文化代表處でのビザ申請予約について】

8月より代表處でのビザ申請の予約について、月～木曜日の間のみ、先着60組のみという限定付きで予約が不要となりました。

【台湾渡航時の陰性証明について】

7月14日より台湾人または有効な居留証を所持している外国人に限り、台湾に入国する際に求められていたPCR検査の陰性証明が不要となりました。有効な居留証を持たず、出張等を目的として停留ビザを取得し渡航する場合は、引き続き「搭乗日含まず2日以内」に検査した陰性証明が必要となります。

【台湾出張中に新型コロナに感染した場合について（先月から更新）】

先月号同様、日本から台湾に来る出張者が増えている中、台湾滞在中に新型コロナウイルスに感染し、隔離を余儀なくされ、停留ビザの期限内に日本に帰国できないケースが一部で見られます。その場合、以下の2通りの対応方法があります。

- 移民署にてビザ延長対応依頼

移民署の見解では、PCR検査の陽性反応が出た場合、隔離期間7日＋自主健康管理期間7日＋予備期間5日の合計19日間はやむを得ない事情として、ビザ期間を超えていても、台湾滞在が認められるとの見解を出しています。そのため、停留ビザの期間内に出国できない可能性がある場合は、移民署にて事情説明を行い、パスポートに期限延長を示す日付押印対応を行ってもらう方法があります。

しかし、陽性反応が出続けてしまい、この19日間の期間内での出国ですらできないケースが見られます。その場合も同様に移民署に個別に事情を説明し、さらなる期間の延長を交渉する必要がありますが、担当者により見解が分かれる可能性があるため、確実ではありません。

- 日本台湾交流協会にて領事レター発行

日本台湾交流協会にて、陽性でありながらも無症状、またはすでに症状が回復しており、他者に感染させるリスクが低いことを条件として、領事レターを発行してもらうことで、陽性であっても飛行機への搭乗が認め

・感染者・死亡者速報通知(2022年8月1日付)

指揮中心快訊

資料更新日期
2022/08/01

Central Epidemic Command Center (CECC) Press Release

16584 新增病例	本土16352 境外 232	8963 累計死亡	4604761 累計確診
----------------------	--------------------------	---------------------	------------------------

目前4604761例(4584424本土、20283境外、36枚暗礁隊、3航空器、1不明及14調查中)

中央流行疫情指揮中心今日(1)日公布國內新增16,584例COVID-19確定病例，分別為16,352例本土個案及232例境外移入；另確診個案中新增36例死亡。

今日新增之16,352例本土病例，7,802例男性，8,541例女性，9例調查中；年齡介於未滿5歲至90多歲以上；個案分布為新北市(2,831例)、臺中市(1,987例)、桃園市(1,840例)、高雄市(1,622例)、臺北市(1,574例)、臺南市(1,313例)、彰化縣(740例)、苗栗縣(539例)、新竹縣(500例)、屏東縣(442例)、雲林縣(427例)、新竹市(396例)、宜蘭縣(358例)、南投縣(322例)、嘉義縣(320例)、花蓮縣(294例)、基隆市(236例)、嘉義市(216例)、臺東縣(182例)、澎湖縣(112例)、金門縣(91例)、連江縣(10例)。

今日新增36例本土病例死亡個案，為19例男性、17例女性，年齡介於60多歲至90多歲以上，皆屬重度感染個案、35例具慢性病史、21例未接種3劑COVID-19疫苗。確診日介於今年5/20-7/29，死亡日期介於5/20-7/29，詳如新聞稿附件。

今日新增232例境外移入個案中，131例男性，101例女性；年齡介於未滿5歲至70多歲，感染國家為奧地利(5例)、越南(4例)、日本、泰國及義大利(各2例)、韓國、美國、菲律賓、印度、中國及馬來西亞(各1例)，另211例感染國家調查中。入境日期介於今年7/1-7/31。

詳情請參考疾管署08/01新聞稿

中央流行疫情指揮中心 關心您



られる可能性があります。

<申請に必要な書類>

- ・PCR 検査の陽性証明書
- ・医療機関による回復証明書（診断書）英文

「無症状で、他者に感染させるリスクが低く、渡航は問題ない」、「既に新型コロナから回復した」といった内容が記載されている必要あり。

- ・パスポートコピー
- ・搭乗予定のフライト情報（日時、発着空港、航空会社、便名）

領事レターの発行には日数が必要なため、搭乗日数まで余裕を見てください。また、入手できたとしても必ずしも飛行機への搭乗が認められるわけではなく、各航空会社の判断に委ねられているため、搭乗予定の航空会社に事前に確認を行っておく必要があります。

上記のような方法はあるものの、日本政府が日本入国の条件に PCR 検査の陰性証明書を指定している現状においては、予定していたスケジュールで帰れないリスクや、想定していない滞在費用、航空券の取り直しなど追加費用が発生するリスクがあります。さらには停留ビザの期限ぎりぎりまでの台湾滞在はなるべく避けた方がよいと言えるでしょう。

【ノービザ滞在の再延長措置について】

2022 年 7 月 7 日に内政部移民署は 2020 年 3 月 21 日以前に台湾に合法的に入国し、滞在期間が 180 日を超える場合は、30 日間の滞在期間延長（25 回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

フェアコンサルティング台湾

（正緯管理顧問股份有限公司）

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下（SAKASHITA）

yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。